平成２９年（フ）第１８２号
愛媛県松山市福角町甲642番地
債務者　石丸　　勲
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９９号
福岡県小郡市三沢62番地１　パールハイツ202号、前住所福岡県小郡市大保1562番地２レオネクスト大保Ⅱ104号
債務者　山田　輝彦
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２０９号
福岡県久留米市田主丸町豊城1731番地１、前住所福岡県久留米市田主丸町菅原2292番地
債務者　永尾　利博
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第７５号
福岡県田川郡添田町大字庄2470番地の４、前住所福岡県田川郡添田町大字落合4303番地
債務者　大和　満州
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第３１９号
宮崎県西都市御舟町１丁目69番地　グループホーム音音、前住所宮崎市大工３丁目87番地弥生荘207号
債務者　西野　理沙
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６５号
鹿児島県鹿屋市白崎町15番15号　メルシーⅠ105号
債務者　上山　千広
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
宮城県白石市大鷹沢大町字佐野道124番地
債務者　大野富美子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第８０６号
京都市山科区大宅御供田町104番地　シエスタ　210号室
債務者　福島　幸子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８２８号
京都市伏見区竹田七瀬川町357番地８
債務者　村上　兼悟
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９９３号
京都府八幡市八幡科手66番地の３
債務者　清本恵美子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１５号
京都市伏見区醍醐御霊ケ下町27番地40、前住所京都市伏見区深草七瀬川町891番地22
債務者　野上　雅之
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５３号
京都府京田辺市三山木田中69番地　ＭＡＲＵＴＯ京田辺105
債務者　石本　幸廣
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８０号
京都市右京区太秦百合ケ本町３番地
債務者　大谷　伸枝
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２１号
高知県須崎市泉町５番12号泉町南改良住宅Ｂ303
債務者　中平　舞香
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第２２号
高知県高岡郡中土佐町大野見奈路567番地
債務者　髙橋　孝吉
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第５３号
熊本県八代郡氷川町鹿野587番地１
債務者　眞田ひとみ
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第７７号
兵庫県美方郡新温泉町浜坂283番地２
債務者　田村　正明
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係